

高額医療・高額介護合算療養費制度

70歳未満の方の「自己負担限度額」が変わりました 問 保険課☎内線2386

医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、1年間(8月1日～翌年7月31日)の負担額合計が「自己負担限度額」を超えた場合は、その超えた額を申請により支給しています(申請書は対象期間の翌年2月に発送します)。

今年1月に制度の見直しを行い、70歳未満の方の「自己負担限度額」を下表のとおり変更しました。
 ※平成26年8月～27年7月は経過措置期間です。
 ※70歳以上の方の変更はありません。

◆自己負担限度額

〈26年8月～27年7月〉

所得区分 (旧ただし書き所得(※)の世帯合計)	限度額
901万円超の世帯	176万円
600万円超～901万円以下の世帯	135万円
210万円超～600万円以下の世帯	67万円
210万円以下の世帯	63万円
住民税非課税世帯	34万円

〈27年8月以降〉

所得区分 (旧ただし書き所得(※)の世帯合計)	限度額
901万円超の世帯	212万円
600万円超～901万円以下の世帯	141万円
210万円超～600万円以下の世帯	67万円
210万円以下の世帯	60万円
住民税非課税世帯	34万円

(※)旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

8月は夏季省エネルギー月間です

問 環境政策課☎内線2523

家庭での省エネは資源や電気代の節約だけでなく、地球温暖化防止にもつながります。身近なところからエネルギーの無駄を見直して、賢い節電に取り組みましょう。

◇エアコンを上手に使って省エネ

夏の日中の電力消費の半分以上は、エアコンのためといわれています。冷房時の風向きを上向きにしたり扇風機を併用したりして、床にたまりがちな冷気を循環させましょう。

◇日差しをカットして省エネ

カーテンやすだれを使って、直接部屋に入る日差しを遮りましょう。窓際のゴーヤや朝顔などのグリーンカーテンは、目にも涼しげです。

◇LED照明で省エネ

LED照明は電力消費も少なく長寿命で、低発熱のため冷房も効率良くできます。光の色や広がり方など、製品の種類も豊富で、好みや用途に合わせて選べます。

◇クールビズで省エネ

人が快適と感じる室温は、スーツの場合26℃ほどですが、軽装にすると28℃ほどで快適性を保てます。

◆エアコンの控え過ぎによる熱中症などにご注意ください!

健康に配慮し、無理のない範囲で省エネにご協力ください。



障がい者(児)手当などのご案内

— 受給資格の確認と申請を 問 障がい者支援課☎内線2618

毎年8月は、各種障がい者(児)手当の更新月です。前年の所得が一定の基準を超えたり、施設入所などで受給資格がなくなった方でも、再び所得が基準内になった場合や施設を退所した場合は、再度申請手続きをすることで手当を受給できます。各手当の受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。

手当の種類	対象者	手当の額 (月額)
特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい者が二つ以上重複するか、これらと同等の疾病、精神障がいの方	26,620円
障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1・2度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障がいの方	14,480円
重度心身障害者手当(都)	常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者	60,000円
特別障がい手当(都)	20歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方	15,500円
一般障がい手当(市)	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方	4,000円
特定疾患(難病)手当(市)	次のいずれかに該当する方またはその保護者 ・市の指定する疾患を有し、東京都難病医療費助成または小児慢性疾患医療費助成を受けている方 ・点頭てんかんを有する方	6,000円

申 同課(市役所1階14番窓口)へ

※手当は申請した月(一部手当については翌月)分から支給します。

※手当によって、所得制限や併給制限などの支給要件があります。

※特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・特別障がい手当は、特定の施設に入所している場合は、受給できません。

※重度心身障害者手当と特別障がい手当は、65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

◆重度心身障害者手当の所得状況届の提出をお願いします

手当を受給している方に、所得状況届を郵送しています。期間内に提出されない場合は、10月から手当が支給されませんのでご注意ください。

申 8月31日(月)(必着)までに所得状況届(今年1月2日以降に転入した方は、1月1日時点で住所のあった市区町村が発行する平成27年度住民税課税(非課税)証明書も添付)を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ

◆特別障害者手当などの振込・更新(現況届)のお知らせ

◇手当を振り込みます

8月10日(月)に5～7月分の特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)を、指定預金口座に振り込みます。

◇現況届の提出をお願いします

手当を受給している方に、現況届を郵送しています。期間内に提出されない場合は、8月分以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

申 8月11日(火)～9月10日(木)(必着)に現況届(今年1月2日以降に転入した方は、1月1日時点で住所のあった市区町村が発行する平成27年度住民税課税(非課税)証明書も添付)を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」へ

新しい心身障害者医療費助成制度(マル障)

受給者証を郵送します

問 障がい者支援課☎内線2618

現在お持ちのマル障受給者証の有効期限は8月31日(月)です。所得審査を行い、引き続き対象となる方には、8月末に新しい受給者証を郵送します(手続きは不要です)。

※以前受給していて、現在受給者証をお持ちでない方は、新規に申請手続きが必要です。同課へお問い合わせください。

平成28年度
小学校入学児対象
就学時健康診断のご案内

問 学務課☎内線3236



対象児童の保護者に、9月下旬に「就学時健康診断通知書」を送付します。内容を確認し、保護者同伴のうえ、指定校で必ず受診してください。

人 平成28年度に小学校に入学するお子さん(21年4月2日～22年4月1日生まれ)

物 室内履き、履物入れ、筆記用具、母子健康手帳、就学時健康診断票(必要事項を記入)、着脱しやすい服装

◆日程(受付は午後1時30分～2時、来校は1時15分以降可)

開催日	学校名	所在地
10月	19日(月)	羽沢小 大沢4-9-1
	20日(火)	一小 新川6-4-32
	21日(水)	中原小 中原2-12-13
		井口小 井口3-7-11
	26日(月)	七小 上連雀7-7-7
	27日(火)	北野小 北野3-1-5
		東台小 中原2-17-37
28日(水)	三小 上連雀4-12-3	
11月	6日(金)	高山小 牟礼4-6-12
	10日(火)	五小 井の頭2-34-21
		六小 下連雀6-13-1
	16日(月)	大沢台小 大沢2-6-18
	20日(金)	二小 野崎3-19-1
		四小 下連雀1-25-1
	24日(火)	南浦小 下連雀9-9-1
27日(金)	予備日(教育センター) 下連雀9-11-7	

※私立・国立を受験する方も受診できます。

※28年1月以降に市から転出を予定している方も受診してください。

※年内に市から転出する方、実施日に病気などで都合が悪くなった方は、同課へお問い合わせください。

※自家用車での来場はご遠慮ください。